

## 知床世界自然遺産地域 管理計画の見直しについて

### 1. 管理計画の位置づけ

#### 【ユネスコの作業指針】

各推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

注）「世界遺産条約履行のための作業指針」（ユネスコ世界遺産センター、文化庁仮訳 2018 年 12 月）の「II.世界遺産一覧表、II.F 保護と管理 108」を抜粋

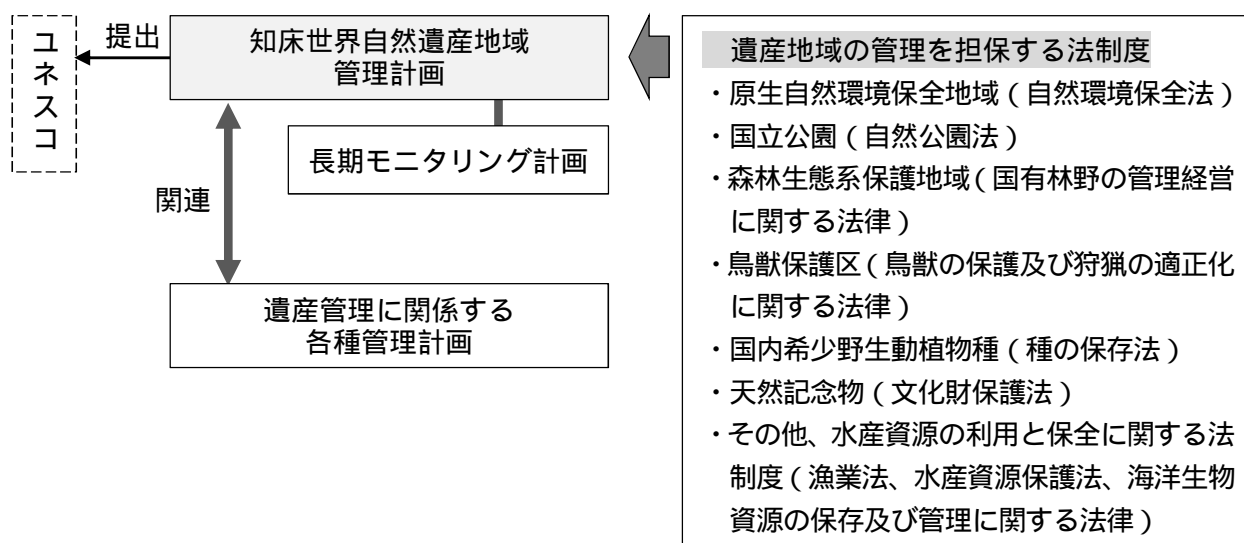
#### 【知床世界自然遺産地域管理計画の策定目的】

知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）を策定する。

この管理計画では、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道（以下「関係行政機関」という。）が、知床世界自然遺産地域科学委員会の助言を得つつ、斜里町及び羅臼町（以下「地元自治体」という。）並びにその他の行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ遺産地域の保全・管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等と相互に緊密な連携・協力を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

注）「知床世界自然遺産地域管理計画」の「2.目的」を抜粋

#### 【管理計画の位置づけ（概念図）】



## 2. 見直しの考え方

管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際、地域住民や関係団体の意見を聴き、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において検討することにより、適切に見直しを行うものとする。

注)「知床世界自然遺産地域 管理計画」の「6.計画の実施その他の事項 (1)計画の実施等」から抜粋

## 3. 今後の進め方

- ・令和2年度第2回科学委員会（R3.3.8開催）にて、管理計画の見直しを検討すべきとの指摘がありました。

### 【想定される主な見直し事項】

- ・世界自然遺産地域の適正利用やエコツーリズムの推進に関する事項

## 参 考

### 【これまでの管理計画策定の経緯】

- ・知床世界自然遺産候補地 管理計画...2004（平成16）年1月
- ・知床世界自然遺産地域 管理計画...2009（平成21）年12月22日

### 【現行計画を策定した当時のステップ】

- ・科学委員会、地域連絡会議というサイクルを3回
  - パブリックコメント
  - 両町において地元説明会（パブリックコメント中）
  - 科学委員会、地域連絡会議（最終確認）
  - 関係機関により正式決定